福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会

環境衛生対策要項

1 趣旨

この要項は、福井しあわせ元気国体・福井しあわせ元気大会医事・衛生基本方針に基づき、両大会における環境衛生対策に万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

「福井しあわせ元気」国体・障害者スポーツ大会準備(実行)委員会(以下「県委員会」という。)および会場地市町準備(実行)委員会(以下「市町委員会」という。)は、相互に連絡調整を図り、県、会場地市町(以下「市町」という。)および関係団体に依頼して環境衛生対策を実施する。

3 実施項目

環境衛生対策は、次の事項を実施する。

(1) 会場等の美化

県委員会、県、市町委員会および関係市町は、大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、開・閉会式会場、競技会場、練習会場、道路、駅前広場等公共の場所および観光地等の清掃を実施する。

(2) 廃棄物の発生抑制およびリサイクルの推進

県委員会および市町委員会等は、大会期間中は、会場等における廃棄物の発生抑制に努めるとともに、分別収集を徹底し、可能な限りリユースおよびリサイクルを行う。

また、リサイクルができない廃棄物については、適正な処分を行う。

(3) 宿舎の衛生対策

健康福祉センター、市町委員会および関係市町は、宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもとに過ごせるよう宿舎およびその周辺の衛生的環境の保持に努めるよう指導する。

(4) 飲料水の衛生対策

健康福祉センターおよび市町は、水道事業者、簡易専用水道設置者、飲用井戸等設置者等に対し、維持管理の指導を強化し、飲料水の衛生保持に努めるよう指導する。

(5) ねずみ・衛生害虫対策

市町は、健康福祉センター、地域住民、民間団体等の協力を得て、必要に応じて、ねずみおよび衛生害虫の発生防止等を行い、環境の浄化を図る。

(6) 飼い犬および野犬対策

健康福祉センターは、市町、獣医師会の協力を得て、飼い犬の適正管理指導 と野犬等の一掃に努め、犬による危害発生の防止を図る。

また、市町は、獣医師会の協力を得て、犬の登録および狂犬病予防注射の実施を徹底する。

4 連絡会議の開催

上記実施項目の趣旨徹底を図り、環境の保持に努めるため、必要に応じて、県、 関係市町および関係団体による連絡会議を開催する。

5 その他

この要項に定めるもののほか、環境衛生対策の実施に関して必要な事項は、別に定める。